

2021年度 事業計画書

1. 概要

昨年度は、奨学金給付事業として3年生4名4年生13名の合計17名の奨学生に対して奨学金を給付し、2020年9月には公益財団法人に認定された。

本事業年度は、財団設立3年目として奨学金事業のさらなる認知度向上や募集選考事務手続きの効率化等を行い、事業基盤の強化を行っていくとともに、定款2号事業のスポーツ振興のための奨励金給付事業を立ち上げていく。

2. 事業活動

(1) 環境技術を学ぶ理工系学生に対して奨学金を給付する事業(定款1号事業)

- ・コロナ禍ではあるものの、公益目的事業として安定的に推進する。
- ・奨学金制度の骨子は前年と変わらず、以下の通り。
 - ① 返済義務のない一般公募型の給付とする
 - ② 奨学金は月5万円、年間60万円程度とし、上期と下期に分けて給付する。
 - ③ 本年度の募集は、大学3年生10～15名程度、大学4年生10～15名程度とする。
- ・スケジュールは以下の通り。
 - ・4月末、募集期限
 - ・5月末、選考委員会開催
 - ・6月上旬、奨学生の理事会決議
 - ・6月末、奨学金給付

(2) 小中学生に対してスポーツ振興を目的とした奨励金を給付する事業(定款2号事業)

- ・本事業についても定款1号事業と同様、公益目的事業として位置づけ、公益認定の申請を行い、認可が下りた段階で募集、給付を行う。
- ・事業化にあたり必要な措置(定款変更、奨励金給付規程や選定委員会規程の制定、内閣府への公益事業としての追加申請等)をとる。
- ・奨励金制度の骨子は、以下の通り。
 - ① 返済義務のない一般公募型の給付とする。
 - ② 奨励金は月5万円、年間60万円程度とし、上期と下期に分けて給

付する。

③ 給付対象はモータスポーツ全体とし、定款に記載している小中学生だけでなく、大学生まで拡大する（定款変更を想定）。また、資格として、ドライバ、整備士志望者、エンジニア志望者等を対象とし、年間数名程度に奨励金を給付する。

④ 選定については、奨励金選考委員会を組成し、中立的に行う。

⑤ 周知活動として、モータスポーツの盛んな大学理工学部や自動車学校、環境配慮型モータスポーツ大会等への案内を行っていく。

・スケジュールは、内閣府への相談及び申請・審査に依存するが、期初より準備に入り、年内の認可、年度内の給付を目指していく。

3. 法人運営

(1) 概要

今年度は、財団認知度の向上を目指し、各種活動を行っていく。

- ・ 法人法に基づく評議員会及び理事会の開催
- ・ 事務局員の公益法人制度への理解促進（定期提出書類関連）
- ・ 業務マニュアルの整備やホームページ等の広報活動の充実

以 上